

審査基準

I 採択案件の決定方法

提案された企画について審査を行い、原則として各評価項目の得点合計が最も高いものを採択案件に決定する。ただし、個別審査項目における得点が著しく低い場合等、別途検討のある必要があると判断した場合は、再度必要な審査を行い決定する。

II 審査方法

企画書に基づき、当館内に設置する審査委員会において書類選考を実施する。また、必要に応じて審査期間中に提案の詳細に関する追加資料の提出を求めることがある。

III 評価方法

評価は下記の各項目について、次の評価基準による 5 段階評価とし、審査委員会の構成員が各々評価した結果の合計を当該提案者の得点とする。

【評価基準】

大変優れている=5点	優れている=4点	普通=3点
やや劣っている=2点	劣っている=1点	

1. 事業実施主体に関する評価

- ① 事業実施に必要な人員・組織体制が整っていること。
- ② 事業遂行に相応しいファシリティを整備していること。
- ③ 事業を適切に遂行するための技術及びノウハウを有していること。
- ④ 事業を効果的に遂行するために必要な実績等を有していること。

2. 事業内容に関する評価

- ① 事業の目標・計画が具体的に設定され、実現性・妥当性があること。
- ② 作品の特質、劣化損傷状態を適切に把握していること。
- ③ ②に基づいた適切な剥落止めであること。
- ④ 裏打ち紙の除去が安全で適切であること。
- ⑤ 裏打ちの考え方と方法が適切であること。
- ⑥ 仕立ての考え方と材料の提案が文化財に相応しいものであること。
- ⑦ 提案にあたり、選択肢の吟味が行われていること（提案する実施手段・手法が他の手段・手法に比べ優位である根拠が示されていること）。
- ⑧ 提案内容に対して妥当な経費が示されていること。